

(自己所有地等の土地以外の場合) 記載例

候補地比較検討表

作成日 令和 年 月 日
事業計画 店舗

項目	計画地		候補地A		候補地B	
	美馬郡つるぎ町□□字●●1番	評価	美馬郡つるぎ町□□字●●2番	評価	美馬郡つるぎ町□□字●●3番	評価
地目・面積	田 ○○㎡		田 △△㎡		畑 □□㎡	
用途地域・農振農用地区域	都市計画区域外・農振農用地区域	×	都市計画区域外・農振農用地区域	×	都市計画区域外・農振農用地区域	×
土地利用の状況	休耕田になっている。	○	水田として利用している。	×	野菜畑として利用してる。	×
道路・交通状況	県道に接しており、車両の出入りも容易	○	市道に接しており、車両の進入は容易であるが、県道までは距離がある。	△	県道から入ったところにあり、車両の進入は不便である。	×
13条2項2号	県道に接している。	○	市道に接している。	○	農地以外の地目に接していない。	×
13条2項3号	認定農業者等のいない農地である。	○	認定農業者がいるが、代替地を確保しており、農用地の集団化が損なわれることはない。	△	認定農業者等のいない農地である。	○
13条2項4号	土地改良施設の機能に支障を及ぼすことはない。	○	土地改良施設の機能に支障を及ぼすことはない。	○	土地改良施設の機能に支障を及ぼすことはない。	○
13条2項5号	土地改良事業等は行われていない。	○	土地改良事業等の行われた農地であるが、工事完了の翌年度から8年経過している。	△	土地改良事業等は行われていない。	○
その他	特になし	—	特になし	—	一部の地権者の同意が得られていない。	×
総合評価	農地として適正に利用されておらず、接道状況が良く、除外要件を満たしているため除外する土地として最適である。	○	交通条件は良いが、農地として適正に利用されており、土地改良事業等が実施されたため、除外する土地として適しているとは言えない。	△	農地として適正に利用されている、交通条件も悪い、除外要件も満たしていない、地権者の同意が得られていないことから除外する土地として適しているとは言えない。	×
※農地区分(市町村入力)	甲 ・ 1 ・ 2 ・ 3		甲 ・ 1 ・ 2 ・ 3		甲 ・ 1 ・ 2 ・ 3	

注1) 計画地周辺(概ね2km以内)において、比較可能な土地を全て記載してください。

注2) 全ての計画地、候補地の位置図(A4)を添付してください。